

## 仙台市スポーツ賞 功労賞の運用見直しについて

### 1. 受賞対象となる功績とその他活動の関係について

#### 【背景】

- 本賞は、今年度からの運用見直しにより、指導者等の活動により長き（概ね40年）にわたって無償で地域スポーツの振興にご尽力いただいた方を表彰していくこととなった。
- 一方で、スポーツ関係団体等における役職としての功績については、各団体等において当該功績を表彰する制度があることに鑑み、本賞の対象外とすることとなった。
- 指導者等の活動により長きにわたって地域スポーツの振興にご尽力いただいている方には、所属のスポーツ団体において役職に就任されている場合がある。
- その場合、候補者が概ね40年の活動の功績により本賞の受賞資格を有しながら、スポーツ関係団体の役職等受賞対象外の活動も兼任されていることも想定されるが、後者の活動が本賞の受賞に影響するかどうか。

#### 【今後の取り扱い】

本賞の目的は、長き（概ね40年）に渡って本市スポーツ振興にご尽力いただいた功績を称えることであり、その他の活動によって、前述の功績が失するものではない。

### 2. 各団体における推薦手続き（非該当となった方における再推薦）について

#### 【背景】

- スポーツ賞 功労賞における継続的活動の基準年を5年から40年に改正したことに伴い、見直し初年度の該当者数が136名程度に上る可能性がある。
- そのため、単年度の受賞者上限数を40人に設定することとなった。（見直しから最長4年程度で「表彰待ち」が解消される見込み）
- 見直し初年度に受賞とならなかった方については、以降最長で4年間表彰待ちとなる可能性があるが、受賞するまで毎年推薦の手続きをしなければならないかどうか、対応を検討する必要がある。

#### 【今後の取り扱い】

各団体から提出される推薦書については、当該年の受賞者選考においてのみ使用されるものであることから、再推薦の場合においても通常どおりの推薦手続きを必要とする。